

令和4年度一般会計補正予算 第6号、7号を全会一致で可決

補正予算第6号

宿泊事業者支援補助金

Q 宿泊事業者によって割引率が違うという認識でよいか。

A 割引率は、割引前プランの2分の1以下で1万円の上限を設けている。また、宿泊施設には80万円、民泊施設には30万円の上限を設けており、その範囲内でそれぞれの施設ごとに設定していただく。高知観光トク割キャンペーンとの併用については、本市割引分を引いた後の適用となる。

Q 香美市としての情報発信は。

A ポスター、チラシ、広報、ホームページ、SNSなどを使って大々的に宣伝したい。

がけくずれ住家防災対策費

Q 当初想定していた800万円を上回ったことから300万円の

補正が計上されているが、その理由は。

A 当初の800万円は、災害が起これば即座に対応するためのもので、場所を決めずに計上している。

今回の豪雨などで、土佐山田地区で約370万円、香北地区で約310万円、物部地区で約420万円の計約1100万円が現地確認後の積算が必要となったため、不足分の300万円を今回補正する。内訳は、県50%、市25%、地元25%である。

外国語指導助手派遣業務

Q ALT（外国語指導助手）7人を3年間雇用する費用として1億2000万円が計上されているが、内容は。

A 信頼できる業者にスキルの高いALTを安定的に確保してもらうため、複数年の委託契約が必要となった。

Q 何者程度での入札もしくはプロポーザルを予定しているか。

A 何者になるのかは公募してみなければ分からない。

入札、プロポーザル、随意契約など、いろいろなことが考えられるが、一番いい方法を検討し、実施したい。

Q 競争原理の働かない随意契約ではなく、競争原理の働いた方法で契約をすべきでは。

A 基本的には、入札プロポーザルを考えていきたい。

空き家改修補助金

Q 2件分で243万2000円だが、これは賃貸か売買か。

A 賃貸の場合も、売買の場合もある。

Q 移住推進ということであれば、当初予算で余分に組むことが大事ではないか。

A 補正予算も予算であり、政策も事業もその時々状況に応じて対策を講じることが基本的な在り方だと思っている。

Q この事業については、市長の意向もあり優先順位が高く、県の補助金もあることで増額に至った。

看板設置工事費

Q 消防施設費と奥物部ふれあいプラザ費で看板設置工事費が計上されている。それぞれどのように設置するか。

A 香北分署の看板は、陸屋根になっているひさしの側面に文字を入れ、照明を当てることで夜間でも見えやすくする。

奥物部ふれあいプラザ前の看板は、新大橋橋を渡ってすぐの国道に付いている看板に共架する形で取り付ける。

欠席等連絡システム構築委託費

Q 157万8000円追加の詳細は。

A 学校と家庭の連絡用として、メールで児童・生徒の欠席連絡ができるシステムを構築し、来年度から実施する。



補正予算第7号

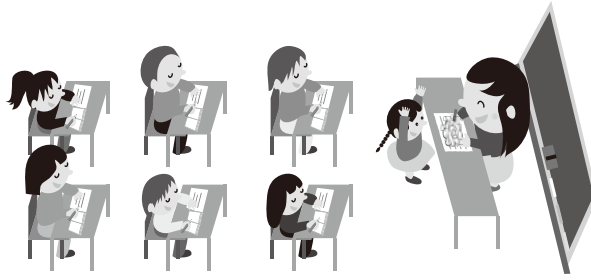
スクールサポートスタッフ

Q 香北中学校に配置されるが詳細は。

A 事業に該当する7校にはスタッフを配置しているが、今回追加募集があり、新規の配置要件を満たしている香北中学校に配置する。

審議結果

Q 配置要件は。
A 令和4年4月から6月の教員の月平均時間外在校などが45時間以上となる市町村立の小中学校および義務教育学校であることが要件として示されている。



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

Q 対象者は。
A 社会福祉協議会が実施する緊急小口資金

などの特例貸付における総合支援資金の再貸し付けを借り終わったこと、再貸し付け申請が不決定となったこと、再貸し付けの相談を行ったものの申請に至らなかったことのいずれかを理由として、貸し付けを利用できない方で、収入要件、資産要件、求職活動要件などを満たす方が対象である。

対象者の情報は県の社会福祉協議会から提供されたものをリスト化しており、順次個別に案内する形で周知している。

Q 生活困窮者就労支援事業との関係は。
A 就労支援金の対象者は、生活困窮者自立支援制度をベースにするということなので、今般の自立支援金制度の対象者が支給対象となる。

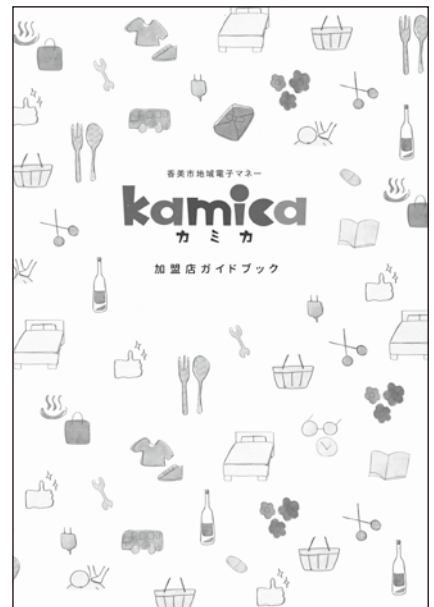
Q 生活困窮者就労支援事業の対象者7人の積算根拠は。

A 直近2カ月のリストに搭載された人数で、今後変動することも考えられるが、当面はこの数字を用いて事業を実施していく。

生活者支援カミカ マネー付与事業

Q 現金ではなくカミカでの支給となった経緯は。
A 現金支給でも生活支援としては十分役割を果たすと思うが、市内消費による地域活性化や事業者支援も図るため、1人当たり50

00円分をカミカで支給する。
Q カードをなくしてしまったり、高齢などで積極的に使える環境にない方への対応は。
A カードを誤って捨



てたり、なくした方については、本庁や各支所で再発行を無料で受け付けている。
 制度が分かりにくい高齢の方も多いことから、今後は事業のPRを付与までに早急に行い、使用を呼びかけた。

Q 使っていないポイントの扱いは。
A 1月末を過ぎると今回チャージする期間限定マネーはゼロになる。



議会に対するご意見、ご要望は議会事務局までご連絡ください

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

TEL 0887(53)1093 / FAX 0887(53)3233

メール gikai@city.kami.lg.jp

7月臨時会議 (7/8)

◆報告

第8号 損害賠償の額の決定及び和解について

◆議案

第54号 令和4年度香美市一般会計補正予算(第4号)

第55号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

8月臨時会議 (8/10)

◆報告

第9号 香美市立新図書館建設工事(建築)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

◆議案

第56号 令和4年度香美市一般会計補正予算(第5号)

第57号 財産の取得について

9月開会会議 (9/26)

◆議案

第58号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◆同意

第24号 監査委員の選任について

10月定例会議 (10/3~10/21)

◆報告

第10号 令和3年度香美市健全化判断比率の報告について

第11号 令和3年度香美市資金不足比率の報告について

第12号 損害賠償の額の決定及び和解について

◆議案

第59号 令和3年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

第60号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第61号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第62号 令和3年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第63号 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第64号 令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について

第65号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について

第66号 令和3年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について

第67号 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第68号 令和3年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について

第69号 令和4年度香美市一般会計補正予算(第6号)

第70号 令和4年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

第71号 令和4年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

第72号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第73号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第74号 香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

第75号 高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更する規約について

第76号 香美市一般会計補正予算(第7号)

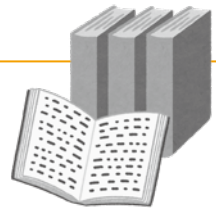
第77号 令和4年度香美市消防団大板分団屯所建設工事の請負契約の締結について

◆意見書案

第9号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

第10号 生活保護制度に夏季加算新設を求める意見書の提出について

第11号 旧統一教会(世界平和統一家庭連合)と政治の癒着を徹底的に調査し、国民に明らかにすることを求める意見書の提出について



※ 以外はすべて全会一致で可決または同意されました。

※議案第59号~議案第68号までは、審査中のため採決していません。

※意見書案第9号、第11号は賛成少数で否決されました。

賛否が分かれた議案等に対する各議員の賛否の状況

会 派		市民クラブ						自由クラブ		公明党		日本共産党					無会派		議長
氏 名		有光 収三	公文 直樹	中平 麻衣	山崎 眞幹	小松 孝	利根 健二	村田 珠美	小松 紀夫	舟谷 千幸	比与森 光俊	西山 潤	森田 雄介	笹岡 優	濱田 百合子	山崎 龍太郎	西村 剛治	山崎 晃子	山本 芳男
意見書案	第9号	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○	—	
	第11号	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○	—	

※「○」は賛成、「×」は反対、「欠」は欠席、「—」は議長につき採決に加わらず。

意見書を国に提出します

10月定例会議に提案された意見書案は3件で、1件が全会一致で可決され
国に提出されることとなりました。

生活保護制度に夏季加算新設を求める意見書（抜粋）

新型コロナウイルス感染症第7波拡大のなか、本年も大変な猛暑が続きました。総務省・消防庁の資料では、本年8月の熱中症で救急搬送された人は、全国で1万9,953人、65歳以上の高齢者が約55%を占め、発生場所は住居が40%近くを占めています。室内での熱中症対策としてエアコンの活用が効果的ですが、生活保護利用者においては、昨今の円安、物価高騰、エネルギー価格高騰により電気代が大きな負担となっています。

厚生労働省は熱中症による健康被害が多く報告されていることを踏まえ、平成30年6月に生活保護利用者へ一定の条件を満たす場合にエアコン等の購入費と設置費用の支給を認めています。しかしながら、暖房代などの支出に対応する冬季加算は認められていますが、夏季加算については認められていません。

よって、国におかれては、猛暑から生活保護利用者の命と健康を守るために、生活保護制度に夏季加算の新設を行うよう強く求めます。